

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 12 日 (火) 第 302 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|--|--------------|---|
| ○みしま県立自然公園の指定 (※) | (自然保護課取扱い) | 1 |
| ○みしま県立自然公園計画の決定及び概要 | (自然保護課取扱い) | 1 |
| ○みしま県立自然公園区域内における特別地域の指定 (※) | (自然保護課取扱い) | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) | (障害福祉課取扱い) | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (4件) | (障害福祉課取扱い) | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 | (障害福祉課取扱い) | 5 |
| ○県営土地改良事業の計画の決定 | (農地整備課取扱い) | 5 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 | (農地整備課取扱い) | 5 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | (建築課取扱い) | 6 |
| 議 会 訓 令 | | |
| ○鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令 (※) | (総務課取扱い) | 6 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 6 |

告 示

鹿児島県告示第376号

県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第5条第1項の規定により、次の区域をみしま県立自然公園に指定する。

なお、この県立自然公園の区域図は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 区域の所在地
鹿児島郡三島村
- 2 区域
(陸域)
鹿児島郡三島村大字竹島、大字硫黄島及び大字黒島の各一部
(海域)
鹿児島郡三島村大字竹島、大字硫黄島及び大字黒島の各地先海面の一部
- 3 区域図(省略)

鹿児島県告示第377号

県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第6条第1項の規定により、みしま県立

自然公園に関する公園計画を決定したので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この公園計画を記載した図書は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保護のための規制に関する計画
特別地域の指定

指 定 す る 区 域	特 別 地 域 の 区 分
鹿児島郡三島村の一部	第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域

2 利用のための施設に関する計画

(1) 単独施設

施 設 箇 所	施設の種類	施 設 の 位 置
塩手鼻	園地	鹿児島郡三島村大字黒島
きよはる公園	園地	鹿児島郡三島村大字黒島
希望の鐘	園地	鹿児島郡三島村大字硫黄島
恋人岬公園	園地	鹿児島郡三島村大字硫黄島
平家城跡	園地	鹿児島郡三島村大字硫黄島
坂本温泉	公衆浴場	鹿児島郡三島村大字硫黄島
東温泉	公衆浴場	鹿児島郡三島村大字硫黄島
籠港	園地	鹿児島郡三島村大字竹島
オンボ崎	園地及び野営場	鹿児島郡三島村大字竹島

(2) 車道

路 線 名	区 間
村道塩手鼻線	起点：鹿児島郡三島村大字黒島（立神） 終点：鹿児島郡三島村大字黒島（塩手鼻）
村道穴ノ浜線	起点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（猫山） 終点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（平家城）
村道坂本温泉線	起点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（橋之口） 終点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（投筆）
村道東温泉線	起点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（下村） 終点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（硫黄岳）
村道稲村線	起点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（中溜水） 終点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（稲村岳）
村道永良部崎線	起点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（岩上） 終点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（岩上）
村道雲母崎線	起点：鹿児島郡三島村大字竹島（マコラの上） 終点：鹿児島郡三島村大字竹島（オンボ崎）

(3) 歩道

路 線 名	区 間
櫓岳自然遊歩道	起点：鹿児島郡三島村大字黒島（大里登山口） 終点：鹿児島郡三島村大字黒島（片泊登山口）
塩手鼻遊歩道	起点：鹿児島郡三島村大字黒島（村道塩手鼻線） 終点：鹿児島郡三島村大字黒島（塩手鼻）
稲村岳遊歩道	起点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（稲村岳） 終点：鹿児島郡三島村大字硫黄島（稲村岳）
籠港遊歩道	起点：鹿児島郡三島村大字竹島（村道籠港線） 終点：鹿児島郡三島村大字竹島（籠港）

3 公園計画図（省略）

鹿児島県告示第378号

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第18条第1項の規定により、みしま県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

なお、この特別地域の区域図は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 特別地域の区域

特別地域の区分	指 定 す る 区 域
第1種特別地域	鹿児島郡三島村大字竹島，大字硫黄島及び大字黒島の各一部
第2種特別地域	鹿児島郡三島村大字竹島，大字硫黄島及び大字黒島の各一部
第3種特別地域	鹿児島郡三島村大字竹島，大字硫黄島及び大字黒島の各一部

2 特別地域の区域図（省略）

鹿児島県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
加治木中央クリニック	始良市加治木町木田410番1	令和4年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
屋久島マリンバ薬局	熊毛郡屋久島町安房2387-83	令和4年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第381号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
山神薬局	鹿児島市上荒田町13-8	令和4年4月1日	精神通院医療
ゆうゆう薬局田上店	鹿児島市田上一丁目23-8	令和4年4月1日	精神通院医療
桜山薬局	枕崎市鹿籠麓町35番	令和4年4月1日	精神通院医療
薬局くすりやげんろく伊集院店	日置市伊集院町大田799	令和4年4月1日	精神通院医療
アレッタ薬局	始良市池島町30番29	令和4年	精神通院医療

		4月1日	
--	--	------	--

鹿児島県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ナカノ在宅医療クリニック	鹿児島市伊敷三丁目14番8号	令和4年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
村原薬局	南さつま市加世田村原一丁目7番8	令和4年4月1日	育成医療・更生医療
そうごう薬局隼人店	霧島市隼人町住吉1353番7	令和4年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
村原薬局	南さつま市加世田村原一丁目7番8	令和4年4月1日	精神通院医療
タイセイ薬局颯娃店	南九州市颯娃町別府11701番地2	令和4年4月1日	精神通院医療
イオン薬局始良店	始良市西餅田264-1	令和4年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人ナカノ会	鹿児島市伊敷三丁目14番8	ナカノ訪問看護ステーション	鹿児島市伊敷三丁目14番8	令和4年4月1日	精神通院医療

	号	ン	号		
株式会社花梨	鹿児島市武三丁目13-4黒木ビル303号室	訪問看護ステーションかりん	鹿児島市武三丁目13-4黒木ビル303号室	令和4年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
特別養護老人ホームフラワーホーム診療所 霧島市溝辺町麓六丁目4番地	所在地	霧島市溝辺町麓947番地3	霧島市溝辺町麓六丁目4番地	精神通院医療

鹿児島県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）面縄地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年4月13日から同年5月16日まで
- 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び区画整理）喜念地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年4月13日から同年5月16日まで
- 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曾於市財部町下財部字並松添1637番14, 1637番15, 1637番29, 1638番1, 1638番2, 1639番14の一部, 1639番15, 1639番16, 1643番3の一部, 1644番1, 1644番10, 1644番12, 1644番13, 1667番2, 1667番5, 1667番8, 1667番9, 1668番8, 1668番9, 1669番5の一部, 1671番1, 1671番4, 1678番2の一部及び1638番2地先里道の一部

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 曾於市財部町下財部字並松添1637番14, 1637番15の一部, 1637番29, 1638番1の一部, 1638番2, 1639番15, 1639番16, 1639番17, 1643番3の一部, 1644番1の一部, 1644番10の一部, 1644番12, 1644番13, 1667番2の一部, 1667番5, 1667番8, 1667番9, 1668番8, 1668番9, 1669番5の一部, 1671番1の一部, 1671番4, 1678番2の一部及び1678番2地先里道の一部

公園 曾於市財部町下財部字並松添1638番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 五位塚剛

議 会 訓 令

鹿児島県議会訓令第1号

鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県議会議長 田之上耕三

鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令

鹿児島県議会事務局規程（昭和50年鹿児島県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項の表参事付の項を次のように改める。

参事付	必要な課	上司の命を受け、特命に関する事務を処理する。
-----	------	------------------------

第15条中「起案用紙の決裁区分欄に次の各号に掲げる区分を記入しなければ」を「次に定めるところにより決裁区分を表示しなければ」に改める。

第19条に次の3項を加える。

- 事務局職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等については、鹿児島県職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第9号）の適用を受ける職員の例による。
- 事務局職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等については、鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第10号）の適用を受ける職員の例による。
- 事務局職員のパワー・ハラスメントの防止等については、鹿児島県職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第11号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この訓令は、令和4年4月12日から施行し、改正後の鹿児島県議会事務局規程は、令和4年4月1日から適用する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S シリウス S Y 1	株式会社ヤマ	2S0129